1 出席議員及び欠席議員

出席議員(12名)

1	番	江	上	聖	司	君	2	番	中	村	ひと	とみ	君
3	番	安	田		功	君	4	番	角	田		寛	君
5	番	藤	墳		理	君	6	番	富	田	栄	次	君
7	番	吉	野		誠	君	8	番	木	村	千	秋	君
9	番	栗	田	利	朗	君	10	番	広	瀬	文	典	君
11	番	丹	33	豊	次	君	12	番	小	林	敏	美	君

13 番 ————

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川	満	也	君	副町長	永	澤	幸	男	君
総務課長	早 野	博	文	君	企画調整課長	栗	本	純	治	君
税務課長	中 村		桂	君	健康福祉課長	片	岡	兼	男	君
住 民 課 長	竹 中	敏	明	君	建設課長	澤	島	精	次	君
産業課長	髙橋	伸	行	君	上下水道課長	髙	木	_	幸	君
会計管理者兼会計課長	橋本	芳	朗	君	消防主任	髙	木		誠	君
教育委員長	宇都宮	精	秀	君	教 育 長	渡	辺	眞	悟	君
教 育 次 長 兼 生涯学習課長	中島	健	司	君	学校教育課長	桐	Щ	浩	治	君

3 職務のため出席した事務局職員

 事務局長 藤塚康孝
 書記 青木隆一

 書 記 喜多村裕子

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第5号 平成25年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第4 議 第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議 第 46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

制定について

議 第 47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について

議第48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議 第 49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

議 第 50号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議 第 51号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第3号)

議 第 52号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)

議 第 5 3 号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議 第 54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議第55号 訴えの提起について

議第56号 訴えの提起について

議第57号 訴えの提起について

日程第5 請願第1号 規制改革案に関する請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(栗田利朗君) これより平成26年第5回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議 を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から19日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承を願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2番 中村ひとみ 君、3番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事 日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長(栗田利朗君) 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等6件及び検査結果の報告が2件ありました。印刷してお手元に配付いたして ありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 報告第5号 平成25年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長(栗田利朗君) 日程第2、報告第5号 平成25年度垂井町健全化判断比率及び資金不足

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

〇町長(中川満也君) おはようございます。

比率の報告についてを上程いたします。

それでは、報告第5号 平成25年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、報告内容を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(栗田利朗君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) ただいま提案されました報告第5号 平成25年度垂井町健全化判断 比率及び資金不足比率の報告について、補足説明をさせていただきます。

説明の前に、このたび議案と一緒に配付をさせていただきました資料の一部に誤りがございました。本日、前もって議場に正誤合表を配付させていただいておりますので、おわびを申し上げる次第でございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

垂井町健全化判断比率・資金不足比率報告書と、それからもう1ページ後に監査委員さんの 意見を付して御報告をさせていただいております。

報告の前に、概念的なことを、冒頭少し触れさせていただきたいと思いますが、配付いたしました資料の3ページの後ろに財政指標の垂井町の会計区分のイメージというページがございます。おめくりをいただきたいと思います。

正誤表の中でもお示ししたページでございますが、縦にずうっと矢印が出ているものでございます。これが、それぞれの指標がどの会計に及ぶかといった、それからまたどの会計を対象にした比率であるかというのが、このイメージで資料としてつけさせていただいておるものでございます。縦の線の中に、実質赤字比率につきましては、左側の表にございます一般会計と正誤表にございました不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を、次に横行きますが、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質の赤字、または資金の不足額の標準財政規模に対する比率を、それから3つ目になりますが、実質公債費比率につきましては、一般会計が負担いたします元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をそれぞれ示しておるわけでございます。それから将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわすものでございます。それから最後になりましたが、公営企業におけますところの資金不足比率でございます。公営企業ごとの資金不足の額の事業の規模に対する比率ということで、それぞれの指標が計算されるわけでございます。

冒頭、少し触れさせていただきました。

それでは、議案書の報告書にお戻りをいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、これは実質赤字比率から将来負担 比率、この表でいきますと上欄の表の欄でございますが、それぞれの指標でございます。及び 第22条第1項の規定によりますと申しますのは、その下側の表にございます水道事業会計から 農業集落排水事業特別会計までの4会計につきまして、資金不足比率を規定したものでござい ます。これらの25年度におけますところの財政化判断比率を次のとおり報告をさせていただく ものでございます。

まず初めに、垂井町の健全化判断比率でございます。

報告書にございますとおり、対象となる項目につきましては実質赤字比率、それから連結実 質赤字比率、それから実質公債費比率及び将来負担比率の4項目から成っております。その右 側の表には、参考といたしまして国の基準値でございます早期健全化基準、それから財政再生 基準の2つの基準を掲げさせていただきました。これらの数字を超える財政となった場合には、 財政上の制約が出てくるというものでございますので、よろしくお願いをいたします。そうい ったことから、この参考の指標につきましては判断基準のもとになるということでございます ので、重ねてよろしくお願いいたします。

順次、それでは説明をさせていただきますが、まず初めに実質赤字比率でございます。

この比率につきましては、冒頭に添付の資料にございます会計区分のイメージ、いわゆる一般会計と不破郡障害者総合支援認定審査会の特別会計が対象となっておるものでございますが、こちらにつきましては、これらの会計を対象とした実質赤字が標準税率で算定いたしました税の収入に地方道路譲与税などの税外収入と普通交付税を加えた額、俗にこれを標準財政規模と行政用語で申しておるわけでございますが、その標準財政規模に対します赤字がどれほどあるかといった比率を求めるものでございます。それぞれ会計ごとの黒字か赤字かを判断する上での指標でございますが、御存じのとおり垂井町の一般会計、それから不破郡障害者総合支援認定審査会につきましても、お配りしてございます決算書等々ごらんになっていただきますけれども、黒字でございますので、赤字ではないといったようなことから、健全化判断比率につきましてはバーの横棒の表示とさせていただいておるところでございます。

続きまして、2つ目の連結実質赤字比率でございますが、こちらも先ほどの資料の会計区分のイメージにございますとおり普通会計、それから公営企業会計までに及ぶ資料でございます。 垂井町で管理をいたしております会計全体を対象にしたものでございまして、これらの実質赤字の標準財政規模に対する比率がどうであるかといった指標でございます。

垂井町におきましては、全ての会計におきまして赤字ではございません。したがいまして、 こちらにつきましても先ほどの実質赤字比率と同様、赤字の指標としてあらわすことができま せんので、バーの横棒と表示をさせていただいておるところでございます。

続きまして、3つ目の実質公債費比率でございます。

こちらにつきましては、垂井町の会計、そのほか垂井町が加入をいたしておりますそれぞれの組合等も対象になってくるものでございますが、一般会計等、それぞれの会計が負担します起債に伴います元利償還金、それから一般会計から特別会計へ繰り出すもの、あるいは負担をしておる経費の中で起債の償還に充てられた、いわゆる準元利償還金の額でございますが、こちらの合計の額が標準財政規模に対してどれくらいなのかといったことを示す数字でございます。3年間の平均になっておりますが、記載してございますように9.9%という値になっております。右側の参考指標の早期健全化基準で25%、財政再生基準で35%という数字になっておりますが、いずれも基準値以下でございますので、垂井町の場合は健全な財政運営が保たれているといったことが言えるのではないかというふうに判断をいたしておるところでございます。

ちなみにこの9.9%でございますが、前年度につきましては11.5%でございまして、1.6%ほど減少いたしております。平成22年度以降、毎年減少に転じておるような状況でございますが、

そんなような状況になっております。

続きまして、将来負担比率でございますが、対象となる会計につきましては会計区分イメージにございますとおり、今まで申し上げました会計のほかに、垂井町の土地開発公社の会計も対象になってくるといったものでございます。

こちらにつきましては、それぞれ会計が将来にわたって負担すべき実質的な負債額が標準財政規模に対してどのぐらいあるかといった比率をあらわすものでございます。議案にございますとおり2.9%という数値になっておりまして、参考といたします早期健全化基準350%と比較いたしましても、その数値は大幅に下回っておる現状でございます。こちらにつきましても、健全化が保たれているというふうに判断をしておるところでございます。

なお、この数値につきましては、前年度につきましては9.9%でございました。 7%の減となっておるところでございますが、地方債の発行の抑制、それから償還によります現在高の減少によるものが大きな要因というふうに分析をいたしておるところでございます。

次に、資金不足比率について御報告を申し上げますが、報告書の下の表になりますが、ごらんのとおり水道事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の4会計がそれぞれ対象となっておるものでございます。

各会計ごとの事業に対する資金の不足がいかほどかということでございますが、いずれの会計も黒字でございまして、資金不足は生じておりません。といったようなことから、指標として表示することができませんので、横棒のバー表示をさせていただいておるところでございます。

以上、垂井町の健全化判断比率、そして資金不足比率について御報告を申し上げましたが、早期健全化基準、それから財政再生基準と比較をいたしましても、いずれも基準をそれぞれ下回っておるということから、現在のところ垂井町の財政経営の健全性は保たれていると、そのように判断をいたしておるところでございます。何とぞ御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、いずれの比率につきましても、添付資料にそれぞれの計算式等々もつけさせていただいておりますが、扱っております数値につきましては膨大な決算資料に基づく値からの引用ということで、端的に御説明をいたすのが非常に難しゅうございます。そういった点、重ねて御理解をいただければと、そのように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長(栗田利朗君) これより質疑に入ります。

[挙手する者あり]

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

○6番(富田栄次君) 今提案説明がありました報告第5号につきまして、審査意見にもございますが、早期健全化基準を下回っており、健全性を保たれている。それと、資金不足額が生じ

ていないから健全性が保たれている。この監査委員の方の審査意見は、本当にそのとおりだと 思いますので何ら異存はございません。

ただ、数字的に確かに健全性が保たれているということを今の力説されておられますが、実はことしある町に行政視察に行きました。そこでは、バブル以降だったと思うんですが、その町は大変な財政難に陥ったということで、行財政改革とかいろいろ取り組まれて、もとに戻ってきたと、健全財政になってきたということを言われました。その最後の言葉が今も頭にあるんですが、しかし、その間事業を先延ばしにしてきたと。それと、たしか何もしてこなかったと言われたかどうかは頭にないんですが、そういうようなことで実は現在になってツケが回ってきたと。例えば耐震補強とか、庁舎のことも言われたと思います。その他もろもろ、大きな事業を先延ばしにしてきて、そのツケが、回ってきて、これからが大変だということを言われた。

そこで2点お尋ねいたします。

第1点目は、我が町、この健全性、この数字というものは、いろいろな事業の先延ばしによるものではないかということをお尋ねするということと、2点目にそのツケと言うとまことに失礼になりますので、そういったものについて、今後の見通し、ツケは来るか来ないか、そういった今後の見通し、2点についてお尋ねいたします。

〇議長(栗田利朗君) 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 富田議員の御質問にお答えをしたいというふうに思います。

まずこの経営化判断比率、資金不足比率につきましては、現在までの数字をあらわしておる ものでありまして、これに対する判断としまして、健全に保たれておるということはこの数字 が示すとおりかというふうに思っております。

議員御指摘の点は、事業が先延ばし、事業をやらないことによって健全化を保っているのではないかという御質問、それから将来的にどうなのだという、この2点にかかってくるのかというふうに思いますが、まず先延ばしということにつきましては、今、庁舎問題等もございますけれども、基金等の積み立てをするなり、あるいはそういった手だてをする。そしてある部分、全体の計画を持ちながら適宜進めておる。耐震化につきましても、学校等が全て順調に消化してきたところでございますし、今後は内装等のものにも取り組んでいくというような形で、順次取り組んでおるところでございます。

ただ、今後の先の見通しということになりますと、当然に、今各市町、どんな行政体も抱えている問題かと思いますが、施設の更新時期というものを迎えておるような状況の中で、今後におきましては建てかえでありますとか、あるいは修繕、そういったものに多額の費用を要することが十分に予測されるところでございます。今後、今までそういった蓄えてきたものをある部分、また起債を起こすなりして対応していかなければならない部分がございますので、そういった場合には多少なりとも膨らんでくるおそれがございます。これは全くないとは言えな

いと思います。

ただ、全体の行政運営として、今までぐっとためてきたものをどこかで吐き出していくといいますか、使っていく、そういった波を持って運営されてきたのが今までの行政の運営であるというふうに思います。ある部分、耐えながら耐えながらというか、そういったものの反動もあるかというふうに思いますけれども、必ずしもそのずうっと抑えたままいくというふうには思っておりません。いずれこれは出していかなければならないところもありますので、そこら辺は優先順位、あるいは事業の必要性等を見きわめながら適宜対応していきたいと思いますし、その事業の内容につきましては議会にもお諮りをしながら、その適正性をはかりながら事業を進めていきたいと思っておりますので、その都度の適切な判断をよろしくお願いをしたいと思っております。

○議長(栗田利朗君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前9時21分 休憩 午前9時35分 再開

〇議長(栗田利朗君) 再開します。

日程第3 議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長(栗田利朗君) 日程第3、議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定 についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) それでは、議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定 について、提案理由を御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度垂井町一般会計及び特別会計歳入歳出 決算を監査委員の審査意見をつけて議会の認定に付するものであります。

十分御審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(栗田利朗君) これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第44号 平成25年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定 については、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託すること といたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本案は9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を 委任することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、江上聖司君、中村ひとみ君、安田功君、角田寛君、富田栄次君、吉野誠君、木村千秋君、広瀬文典君、丹羽豊次君、以上の9人を指名いたしたいが、これに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9人の諸君を決算審査特別委員会 委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前9時39分 休憩午前9時40分 再開

○議長(栗田利朗君) 再開いたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に吉野誠君、副委員長に江上聖司君が互選されましたので、御報告いたしておきます。

日程第4 議第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議第46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について

議第47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の制定について

議第48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

議第49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

議第50号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第51号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第3号)

議第52号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

議第53号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第55号 訴えの提起について

議第56号 訴えの提起について

議第57号 訴えの提起について

〇議長(栗田利朗君) 日程第4、議第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから議第57号 訴えの提起についてまでを 一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) それでは、議第45号から議第57号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第45号から議第47号につきましては、いずれも子ども・子育て支援新制度に伴い、施設及び各事業の運営等の基準を定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

議第45号は、子ども・子育て支援法の制定により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定めるものであります。

議第46号及び議第47号は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正により、家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議第48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する 法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律において、母子及び寡婦福祉法が一部改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第50号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅3戸の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第51号 平成26年度垂井町一般会計補正予算(第3号)につきましては、今回の補正は歳 入歳出にそれぞれ1億9,241万円を追加し、予算総額を84億7,916万8,000円とするものであり ます。

補正いたしますものは、総務費では、庁舎のあり方検討委員会委員報償に係ります報償費と、 高瀬ケ丘青少年集会所改修工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

民生費では、社会福祉費におきまして、福祉医療費の過年度県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料と自動体外式除細動器(AED)の購入に係ります備品購入費、そして介護保険特別会計繰出金を増額措置いたしました。

また、児童福祉費におきましては、難聴児補聴器購入費等助成費に係ります扶助費の増額措置をいたしました。

衛生費では、予防接種委託料と自動体外式除細動器(AED)の購入に係ります備品購入費の増額措置を行いました。

農林水産業費では、農業費におきましては県営土地改良事業負担金に係ります負担金、補助 及び交付金の増額措置をいたしました。

林業費におきましては、垂井町林業センター改修工事に係ります工事請負費の増額措置をいたしました。

また、商工費におきましては、住宅リフォーム促進事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

土木費では、道路橋りょう費におきましては、樹木伐採業務委託料、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務委託料、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費、土地購入費に係る公有財産購入費及び物件等移転補償費に係ります補償、補填及び賠償金の増額措置をいたしました。

河川費におきましては、河川整備・修繕工事に係ります工事請負費の増額措置を行いました。 都市計画費におきましては、自動体外式除細動器(AED)の購入に係る備品購入費の増額 措置をいたしました。

また、住宅費におきましては、弁護士訴訟手数料に係ります役務費の増額措置をいたしました。

教育費では、小学校費、中学校費におきまして、フィルタリングシステムの保守委託料とシステムリース料に係ります使用料及び賃借料、そして自動体外式除細動器(AED)の購入に係ります備品購入費の増額措置をいたしました。

また、理科教育設備整備費等補助金の交付決定に伴います財源更正の措置を行いました。

社会教育費、保健体育費におきましては、自動体外式除細動器(AED)の購入に係ります 備品購入費、菁莪記念館光熱水費に係ります需用費の増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入により収支の均衡を図った次 第であります。

続きまして、議第52号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ379万2,000円を追加し、予算総額を4,939万2,000円とするものであ

ります。

補正いたしますものは、総務費におきまして、職員の人事異動に伴います人件費の増額措置 をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

続きまして、議第53号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ891万2,000円を追加し、予算総額を19億9,291万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費におきまして、職員の人事異動に伴います人件費の増額措置をいたしますほか、諸支出金におきまして、国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰入金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、 歳入歳出にそれぞれ4万7,000円を追加し、予算総額を2億9,604万7,000円とするものであり ます。

補正いたしますものは、後期高齢者医療広域連合納付金におきまして、保健事業費負担金に 係ります負担金、補助及び交付金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

最後に、議第55号から議第57号までにつきましては、いずれも町営住宅の明け渡しと滞納家 賃等の支払いを求める訴えの提起をするものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛 同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(栗田利朗君) 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

〇健康福祉課長(片岡兼男君) 私のほうからは、健康福祉課所管の議第45号、46号、47号、そして49号の4件について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議第45号、46号、47号でございますが、こちらの3本の条例につきましては、子ども・子育て関連三法の制定・公布に伴いまして、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度が来年4月から施行されることとなりましたが、新制度の実施に伴いまして国が定める基準を踏まえて、市区町村におきましては、新たに施設の設備や運営に関する基準を条例で定める必要がございますので、当町におきましても、今回3本の条例を制定するものでございます。

初めに、議第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、こちらは学校教育法、児童福祉法などに基づいて認可を受けている幼稚園、保育所、認可こども園などですが、施設型給付や地域型保育給付を受けるに当たり、市区町村が確認して給付の対象とする確認制度となりましたので、町が施

設や事業者からの申請に基づいて適切な運営を行っているかを確認するための基準でございます。子ども・子育て支援法において、市区町村は、内閣府令の規定に従って、またはこれを参酌して条例で基準を定めることと規定されておりますが、今回、当町におきましては基本的に国の基準に従うことといたしました。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

本条例は、本則53条、附則5条で構成され、3つの章立てとなっております。

初めに第1章総則でございますが、第1条から第3条までは趣旨、定義、一般原則について それぞれ定め、第4条では暴力団の排除についてを定めるもので、当該事業へ暴力団が参入す るのを排除するための措置について規定をしております。

次に、第5条からは、第2章特定教育・保育施設の運営に関する基準を定めております。なお、ここで言う特定教育・保育施設とは、法律に基づく認可を受けている幼稚園、保育所、認可こども園などを示しております。

第5条では、特定教育・保育施設の利用定員を20人以上と定め、それぞれ施設において認定区分ごとに利用定員を定めることとしております。第6条では内容及び手続の説明及び同意について、第7条では利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等について、また第12条では小学校等との連携について、14条では利用者負担額等の受領について、16条では特定教育・保育の取扱方針について、17条では特定教育・保育に関する評価等について、21条では運営規程について、また第32条では地域との連携等についてなど、それぞれ定めております。

次に、第38条からは、第3章特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めております。なお、ここで言います特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を示しております。

第38条では、特定地域型保育事業の利用定員を定めるもので、家庭的保育事業にあっては1人から5人以下、小規模保育事業のA型とB型にあっては6人から19人以下、小規模保育事業 C型にあっては6人から10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人と定めております。第39条では内容及び手続の説明及び同意について、第40条では利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止について、第43条では特定教育・保育施設等との連携について、第44条では利用者負担額等の受領について、第45条では特定地域型保育の取扱方針について、46条では特定地域型保育に関する評価等について、そして第47条では運営規程についてなど、それぞれ定めております。

附則といたしまして、第1条で、この条例は法の施行の日から施行させていただくものでございます。附則の第2条から第5条につきましては、特定保育所について、施設型給付等について、利用定員について、連携施設について、それぞれ経過措置を定めております。

以上が、議第45号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の制定についてでございます。

続きまして、議第46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の制定についてでございます。

こちらは、19人以下の小規模な保育事業等を認可するための基準でございまして、新制度では、原則3歳未満の保育を必要とする乳幼児に行う家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を地域型保育事業とし、町の認可事業として位置づけられたため、設備や運営など認可に係る基準を定めるものでございます。児童福祉法において、市区町村は、厚生労働省令の規定に従って、またはこれを参酌して条例で基準を定めることと規定されておりますが、今回、当町におきましては基本的に国の基準に従うことといたしました。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

本条例は、本則49条、附則6条で構成され、5つの章立てとなっております。

初めに、第1条から22条までは第1章総則について規定するもので、第1条から第5条では趣旨、最低基準、一般原則についてそれぞれ定め、第6条では暴力団の排除についてを定めるもので、当該事業へ暴力団が参入するのを排除をするための措置について規定をしております。第7条では保育所等との連携について、第9条と第10条では職員の一般的要件や知識及び技能の向上などについて、第16条と17条では食事について、第19条では内部の規定についてなどをそれぞれ定めております。

次に、第2章から第5章までは、各事業ごとの基準を定めております。

第23条から第27条は、第2章家庭的保育事業について規定するもので、設備の基準、職員、保育の時間、保育の内容などを定めております。第28条から第37条は、第3章小規模保育事業を規定するもので、第28条では小規模保育事業をさらにA型、B型、C型と区分を定めております。第29条から第31条は小規模保育事業A型について、第32条と第33条は小規模保育事業B型について、第34条から第37条では小規模保育事業C型についてそれぞれ定めており、それぞれの事業区分の設備の基準、職員、保育時間、保育の内容などについてそれぞれ定めてございます。第4章では、第38条から第42条において居宅訪問型保育事業について規定するもので、事業の内容、設備及び備品、職員、保育時間、保育の内容などについてそれぞれ定めております。第5章では、第43条から第49条において事業所内保育事業について規定するもので、利用定員、設備の基準、職員、保育時間、保育の内容などについてそれぞれ定めており、定員20人以上の施設は保育所型事業所内保育事業に、定員19人以下の施設は小規模型事業所内保育事業として区分をしております。

附則といたしまして、第1条で、この条例は法の施行の日から施行させていただくものでございます。第2条から第6条では食事の提供について、連携施設について、小規模保育事業B型等について、利用定員について、母子及び寡婦福祉法の一部改正について、それぞれ経過措置を定めております。

以上が、議第46号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

続きまして、議第47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定についてでございます。

こちらは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。 児童福祉法におきまして、市区町村は、厚生労働省の規定に従って、またはこれを参酌して 条例で基準を定めることと規定されておりますが、今回、当町におきましては基本的に国の基 準に従うことといたしました。

それでは条文の説明をさせていただきます。

本条例は、本則22条、附則3条で構成されております。

初めに、第1条で趣旨を、第2条から第4条までは最低基準について、第5条で一般原則についてそれぞれ定め、第6条では暴力団の排除についてを定めるもので、当該事業へ暴力団が参入するのを排除をするための措置について規定をしております。第8条と9条では職員の一般的要件や知識及び技能の向上などについて、第10条では設備の基準について、第11条では職員の数や資格について、第15条では運営の規定について、19条では開所時間及び日数について、第21条では関係機関との連携についてなどをそれぞれ定めております。

附則といたしまして、第1条で、この条例は法の施行の日から施行させていただくものでございます。第2条では専用区画の面積及び支援の単位当たりの児童の数について、第3条では職員について、それぞれ経過措置を定めております。

以上が、議第47号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

この3本の条例が、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、施設や事業者の申請に基づき、町が新たに確認や認可をするために必要な基準を定めておるものでございます。

続きまして、議第49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について、補足説明 をさせていただきます。

改正の理由は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進 法の一部を改正する法律におきまして、母子及び寡婦福祉法が一部改正されたことに伴うもの と、父子家庭の父及び児童への福祉医療費助成との均衡を図るため、母子家庭等の児童の年齢 制限を引き下げるため、所要の改正を行うものでございます。具体的には、改正の内容は、引 用する法律の名称が改正されたことにより法律の名称を改めることと、母子家庭等の児童の年 齢制限を19歳から18歳に改めること、あわせて文言の整理を行うものでございます。

それでは条文について説明をさせていただきますが、事前にお配りしてございます条例の一部を改正する新旧対照表によりまして説明をさせていただきます。

新旧対照表の15ページからでございますが、16ページにかけての第2条第2号まででございますが、それぞれ下線部分における文言の整理を行うものでございます。

次に、16ページの同条第3号でございますが、引用する法律の名称を新しい法律の名称である「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めまして、同じく3号の中段におきましては、母子家庭等の児童について、対象が「19歳未満の児童」であったのを「18歳未満の児童」に改める

もので、以降も「19歳未満」とあるのを「18歳未満」に全て改めるものでございます。

次に、17ページの同条の第4号では、引用する法律の名称及び文言などについて改正後の法律の名称、条項及び文言に改めるものでございます。

17ページから18ページの第9条と別表におきましても、文言の整理を行うものでございます。 なお、附則といたしまして、この条例は平成26年10月1日から施行させていただくものでご ざいます。

以上、議第49号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてでございます。

以上、健康福祉課所管に係ります条例関係、議第45号、46号、47号、そして49号の4本について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(栗田利朗君) 税務課長 中村桂君。

〔税務課長 中村桂君登壇〕

〇税務課長(中村 桂君) 私のほうからは、議第48号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、補足説明させていただきます。

あわせて配付されております垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表もご らんいただきたいと存じます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されました。それに伴い、条例の 改正をお願いするものであります。

それでは、一部改正条例の説明に入らせていただきます。

第23条の町民税の納税義務者等につきましては、国税である法人税において、外国に本店がある、日本国内に支店がある外国法人の法人税の国内事業所のあり方が諸外国と異なる課税原則を適用していたことから、課税上のバランスを欠いていたため、日本の支店における国内事業所得について、法人税における恒久的施設が定義されたことに伴い、条例の整備を行うものでございます。

次に、第33条所得割の課税標準につきましては、引用する地方税法改正に伴う条項の整備で ございます。

次に、第34条の4の法人税割の税率につきましては、地域間の税源の偏りを是正し、財政力の格差の縮小を図るため、法人住民税法人割の一部を国税化するため地方法人税が創設され、それを地方交付税の原資とする改正が行われました。それに対応して、法人住民税法人割合の税率を12.3%から9.7%とし、2.6%引き下げるものであります。

なお、垂井町においても現行標準税率を適用しており、引き続き改正後の標準税率を適用するものであります。

次に、48条の法人町民税の申告納付につきましては、第23条同様、法人税に関連するもので、 外国法人が本店、日本国内の支店以外の第三国において課税されている際には、外国税額控除 制度を適用する旨、法人税法において新設されたことに伴い、条例の整備を行うものでござい ます。 次に、第52条の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、第23条、 第48条同様、法人税に関連するもので、外国人が本店、日本国内支店以外の第三国において課 税されている際には、外国税額控除制度を適用する確定申告における納期限の延長時の延滞金 に係る規定について、法人税において規定されることに伴い、引用する条項を整備したもので ございます。

次に、57条については、固定資産税の非課税適用についての申告書の提出について規定されており、地方税法より引用する条項が改正されたことに伴う条例の整備を行うものでございます。

次に、第59条の固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告については、地方税法より引用する条項が改正されたことに伴う条例の整備を行うものです。

次に、第82条軽自動車の税率につきましては、平成26年度税制改正におきまして、小型自動車との間の税負担水準の適正化などの観点から標準税率の引き上げを行うとともに、税制のグリーン化を進める観点から、一定の車両に対しまして税率を上乗せする重課を行うこととされました。これらの改正に伴いまして、町税条例におきましても税率の引き上げなどを行うものでございます。

1号の原動機付自転車におきましては、総排気量0.05リットル(50cc)以下、または定格出力0.6キロワット以下のものが年額「1,000円」から「2,000円」に、二輪のもので総排気量0.05リットル(50cc)を超え0.09リットル90cc以下、または定格出力0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のものは年額「1,200円」から「2,000円」、二輪のもので総排気量が0.09リットル(90cc)を超えるもの、または定格出力が0.8キロワットを超えるものは年額「1,600円」から「2,400円」に、三輪以上のもので総排気量0.02リットル(20cc)を超えるもの、または定格出力0.2キロワットを超えるものは年額「2,500円」から「3,700円」に引き上げられます。

2号の軽自動車及び小型特殊自動車におきましては、軽自動車で二輪のものは年額2,400円から3,600円に、三輪のものは年額3,100円から3,900円に、四輪以上のうち乗用、営業用は年額5,500円から6,900円に、自家用は7,200円から1万800円に、貨物用のうち営業用は年額3,000円から3,800円、自家用の年額は4,000円から5,000円に引き上げられます。専ら雪上を走行するのにつきましては地方税法に規定がなく、改正前の税率2,400円と同額車両の軽自動車二輪のものは改正後3,600円とし、他の車両との均衡を考慮し、同額3,600円とするものでございます。小型特殊自動車で農耕作業用のものは年額1,600円から2,400円に、その他のものは年額4,700円から5,900円に、3号の二輪の小型自動車におきましては、年額4,000円から6,000円にそれぞれ引き上げをするものです。

なお、この小型特殊自動車で農耕作業用のものにつきましては地方税法に規定がなく、改正 前税率1,600円と同額車両の原動機付自転車二輪のもので総排気量が0.05リットル(50cc)を超 え0.09リットル(90cc)以下のもの、または定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下 のものの改正後の2,400円とし、小型特殊自動車でその他のものにつきましては、同様の車両 形態及び主要形態等が類似している軽自動車のうち、貨物用のものの自家用の標準税率の引き 上げ幅1.25倍を適用し、他の車両の均衡を考慮し5,900円とするものであります。

続きまして、附則第5条の3の2公益法人等に係る町民税の課税の特例については、引用している租税特別措置法の条項が改正されたことに伴う条例の整備を行うものであります。

附則第15条の軽自動車の税率の特例については、道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けて14年を経過した三輪以上の軽自動車については第82条第2号について読みかえを規定しており、おおむね新税率の1.2倍に重課するもので、三輪のものは3,900円を4,600円、四輪以上うち営業用は年額6,900円を8,200円に、自家用は1万800円を1万2,900円に、貨物用のうち営業用は年額3,800円を4,500円に、自家用は年額5,000円から6,000円に引き上げを行うものであります。

附則第18条一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例については、引用 する条項を明確に規定するものであります。

附則第18条の2上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例についても、 引用する条項を明確に規定するものであります。

附則第18条の13、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例、附則18条13の2東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長等の特例、附則第18条の14の東日本大震災に係る住宅借入金等特別控除の適用期間等の特例の3条については、地方税法と重複して規定しており、条例の性格に踏まえて削除するものであります。

以上、条項を削除することで条のずれを整理するため、附則18条の15の東日本大震災に係る 固定資産の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等を附則第18条の13に改め、附則第18 条の16、個人の町民税の税率特例などを附則18条の14に改めるものであります。

続きまして、改正附則補足説明に入らせていただきます。

附則第1条、施行期間、この条例は平成26年10月1日と規定し、各号においてそれぞれの改正規定の施行期間を上げております。

第1号については平成27年1月1日から、第2号については軽自動車税の税率適用を附則第15条の適用は除いて平成27年4月1日とし、第3号については第23条、第48条、第52条1項及び附則第15条の改正規定、並びに町民税、軽自動車税に係る経過措置を規定する改正附則第2条第5項、改正附則第4条、改正附則第5条について平成28年4月1日から、第4号については附則第18条第1項及び附則第18条の2項の改正規定、並びに改正附則第2条第3項、第4項について平成29年1月1日から、第5号にて第57条及び59条の改正規定について子ども・子育て支援法の施行の日から施行することを規定しております。

附則第2条、町民税に関する経過措置について、附則第5条の3の2、附則第18条の3第2項の規定は平成27年度以後の個人町民税に適用する旨、附則第18条第1項、附則第18条2第2項の規定は平成29年度の個人町民税の適用する旨を規定しております。

附則第3条の軽自動車税に関する経過措置について、第82条の税率は平成27年度以後の年度 分の軽自動車税から適用し、平成26年度分までは従前の例による旨を規定しております。

附則第4条第1項については、新条例附則第15条における軽自動車に係る重課については平成28年度以後の年度分から適用する旨を規定しております。第2項については、平成15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けたものについては、登録のみで月日が不明であり、経年重課適用の際に、起算点について受けた年の12月と読みかえるものでございます。

附則第5条については、平成27年3月31日以前に車両番号の指定を受けた車両については82条及び附則第15条の規則を読みかえる旨規定しており、読みかえることによって改正前と同額の税率となります。

なお、これらの車両は、14年を経過するものは附則第15条の規定に読みかえて重課するもの でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長(栗田利朗君) 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

○建設課長(澤島精次君) 私からは、建設課所管に関します議案、議第50号、議第55号、56号、 57号まで4件の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第50号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてでございます。

新旧対照表は18ページでございます。

今回の改正の要旨は、駒引町営住宅の用途廃止に伴い、管理戸数を3戸減ずるものでございます。

この駒引町営住宅は、昭和43年、44年に木造戸建て住宅40戸を建設し、当時の人口増に伴う住宅需要に対応してまいったところであります。しかしながら、当該住宅は築45年を経過し、老朽著しく、国土交通大臣が定める耐用年数30年を超えていること。また、現在では民間を含め、本町における住宅ストックは量的充足状態であることなどから、これまでに平成14年度、18年度、23年度にそれぞれ5戸ずつ、合計15戸の空き家を取り壊し、現在管理戸数25戸となっております。その一方で、これまで入居者に対し譲渡希望を募っておりましたところ、このたび3名の入居者から買い受け申し込みがありましたので、用途廃止の上、譲渡処分をするものでございます。

改正規定の第3条は設置についての規定でございます。第1項の表、駒引町営住宅の項中の「25戸」を「22戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。 以上が、垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明でございます。

続きまして、議第55号から議第57号までの3件の訴えの提起についてでございます。

今回の町営住宅使用料の滞納者3名に対しましては、これまで町営住宅家賃等滞納整理事務 処理基準に基づき督促、催告、連帯保証人協力依頼、支払い命令の申し立て、明け渡し請求を 順次実施をして納付を促してまいったところでございますが、履行されず、いずれも納付意識 に欠け、全く誠意が見られないため、岐阜地方裁判所大垣支部に住宅の明け渡し及び滞納家賃 の支払いを求め、訴訟を提起するものでございます。

初めに、議第55号でございます。

1といたしまして、被告となるべき者の住所、氏名は議案書に記載のとおりでございます。

2としまして、請求の趣旨は、(1)といたしまして、被告が入居している町営住宅の明け渡 しの期限の翌日から明け渡しに至るまでの家賃等の損害金の支払いを求めるもの、(2)が滞納 家賃等及びこれに対する延滞金の支払いを求めるもの、(3)が訴訟費用は被告の負担とし、(1) 及び(2)について仮執行の宣言を求めるものでございます。

3としまして、訴訟遂行の方針は、(1)が鈴木一朗弁護士を訴訟代理人と定めるもの、(2)が 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴または反訴した場合は応 訴する。第2審判決の場合も同様とするというものでございます。

次に、議第56号でございます。

- 1の被告となるべき者の住所、氏名は、これも議案書記載のとおりでございます。
- 2の請求の趣旨及び3の訴訟遂行の方針は、先ほどの議第55号と同様でございます。

続きまして、議第57号でございます。

- 1. 被告となるべき者の住所、氏名、こちらも議案書記載のとおりでございます。
- 2の請求の趣旨及び3.訴訟遂行の方針は、こちらも議第55号、議第56号と同様でございます。

以上3件の訴えの提起についての補足説明でございます。

建設課所管に関します議案は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上 げます。

〇議長(栗田利朗君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) ただいま上程されました議第51号 平成26年度垂井町一般会計補正 予算(第3号)について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に1億9,241万円追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億7,916万8,000円といたすものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出の金額は、1ページにあるとおり第1表 歳入歳出予算補正によることとして おりますので、お目通しをいただきたいと思います。

それでは、詳細にわたりまして、歳入歳出補正予算事項別明細によりまして御説明をさせていただきます。

まず歳出でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 の財産管理費、節 8 報償費でございます。町長が依頼を してまいります機関、庁舎のあり方等につきまして、町民の意見及び提案を反映させるべく、 検討委員会委員に係ります報償費として17万6,000円を新たにお願いいたすものでございます。 よろしくお願いいたします。

次に、目の10諸費、節15工事請負費でございます。築40年が経過いたしまして、老朽化も激しい高瀬ケ丘にございます集会所の改修工事に120万円を新たにお願いするものでございます。特定財源の内訳にございますとおり、諸収入として40万円、工事負担分として3分の1地元負担をお願いするものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。節23の償還金、 利子及び割引料でございますが、岐阜県の福祉医療費助成事業補助金精算に係ります過年度の 国県支出金の返還金でございますが、19万1,000円追加をお願いいたすものでございます。

目6の老人福祉施設費、節18の備品購入費でございますが、老人福祉センターにございます AEDをこのたび新たに交換いたすものでございます。

ここで少し触れさせていただきたいと思いますが、AED本体の使用期限につきましては、製造、それから販売会社が自主的に設定しておるといった、いわゆる耐用期間を目安としておるだけでございまして、これまで町といたしましても交換の時期等々について統一的な取り決めをしてございませんでした。しかるに、現在設置されておりますAEDにつきましては、常に安全に使用できる状態を保つため、おのおのの施設におきまして点検を実施いたし、適切な管理にこれまで努めてまいったところでございます。今年度に入りまして、改めて所管から常に適切な管理をせよといったような徹底を周知していく中で、製造、販売会社が設定しております耐用期間を超えたAEDにつきましては、AEDの性能、あるいは機能を確実に維持するため、加えて安全・安心を最優先といたしまして、このたび速やかに更新していくこととしたところでございます。したがいまして、今回ここにございます老人福祉センターを初め16施設について、更新の費用をお願いしておるところでございます。何とぞよろしくお願いをしたいと思います。

以下、AEDの購入に係ります費用が随所で出てまいりますが、今申しました理由でございますので御理解を賜りたいと思います。

次に、目10の介護福祉費、それから節28の繰出金でございます。 育児休業明けの職員をこのたび1名配属した関係で、かかります人件費分が不足いたしました。 363万3,000円を特別会計のほうへ繰り出しをいたすものでございます。よろしくお願いいたします。

それから次に、款3の民生費、項2児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございます。節20の扶助費でございますが、説明の欄にもございますとおり、難聴児補聴器購入費等の助成費として予定いたします購入費用15万円の3分の2、国と県のそれぞれの3分の1ずつ分の負担でございますが、合計にいたしまして10万円を新たにお願いしたところでございます。特定財源の欄にございますとおり、県の支出金から5万円を受け入れるものでございます。後ほど歳入

のほうで触れたいと思いますが、よろしくお願いをいたします。

それから次に8ページに移りますが、款4の衛生費、項1の保健衛生費、目6の保健センター費でございます。節13の委託料でございますが、2,702万3,000円の追加をお願いするものでございます。このたび、予防接種法の施行令の一部を改正する政令が10月から施行されることとなりました。水ぼうそうの小児用ワクチン、高齢者の肺炎球菌ワクチンを、予防接種法に基づきまして本年10月から町が実施いたします定期接種に加えて実施をされることとなったところでございます。かかります委託料として追加をお願いするものでございますのでよろしくお願いをいたします。次に、節18の備品購入費でございますが32万6,000円、先ほども触れさせていただきましたが、保健センターにございますAEDの交換に係ります購入費関係でございます。よろしくお願いをいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費、節19の負担金、補助及び交付金でございます。 県営土地改良事業負担金といたしまして416万9,000円の追加でございます。平尾地内にござい ます揚水機場、このたび異常監視装置を設置することから、不足いたします額の追加をお願い するものでございます。

次に、款6農林水産業費、項2の林業費、目1の林業総務費、節15の工事請負費でございますが、大滝にございます林業センターでございます。入り口階段工のタイルの破損が非常に激しい。そしてまた手すりの設置、集会室のエアコンの設置に係ります改修工事などの費用をこのたび計上させていただいたところでございます。合わせて92万8,000円でございます。特定財源の内訳に諸収入30万9,000円掲げてございますが、工事費の3分の1の地元から負担を受け入れるものでございます。

次に、款7の商工費、項1の商工費、目2の商工振興費でございます。節19の負担金、補助及び交付金でございますが、住宅リフォーム促進事業補助金でございます。当初予定では70件の700万円、既決額のとおりにお願いしておったところでございますが、去る7月現在で既に54件、約309万円ほどの実績と相なったところでございます。大変好評なことから、見込み額を1,150万円といたし、不足いたします額450万円について追加をお願いするものでございます。次に、9ページの款8土木費、項2の道路橋りょう費、目2の道路維持費、節13の委託料でございます。都市計画街路等の高木樹木の伐採に係ります費用について新たに30万円をお願いしたところでございます。

次に、目3道路新設改良費でございますが、節13の委託料では道路新設に係ります測量設計、あるいは用地測量業務の委託料として1,440万円の追加を、節15の工事請負費では、道路・舗装・路側改良工事に5,400万円を、節17の公有財産購入費では、垂井表佐線ほかに係ります土地購入費として1,830万円を、節22の補償、補填及び賠償金でございますが、同じく垂井表佐線ほかに係ります物件等移転補償費に4,720万円の追加をそれぞれにお願いをいたすものでございます。

次に、款8の土木費、項3の河川費、目2の河川維持費でございます。節15の工事請負費で

ございますが、敷原にございます寺川の整備と相川右岸、ちょうど蜂焼倉庫の東あたりにございます木の橋の修繕工事をしてまいりたいと。合わせまして900万円の追加をお願いしたところでございます。先ほど説明いたしました目3の道路新設改良費と合わせまして、実に19の事業について、自治会の要望あるいは生活環境の向上に大幅な追加をこのたびお願いしたところでございます。何とぞ御理解を賜りたいと思います。

それから次に、款8の土木費、項4の都市計画費、目5の運動公園管理費、節18の備品購入費でございますが、これも冒頭申しました朝倉運動公園の体育センター玄関にございますAEDの交換に係ります購入費でございます。

次に、10ページに移りますが、款8の土木費、項5の住宅費、目1の住宅管理費、節12の役務費でございます。138万2,000円でございますが、提案補足説明にもございましたとおり、町営住宅の明け渡し等に係ります弁護士訴訟手数用等の追加をこのたびお願いをいたしております。

次に、款10の教育費、項2の小学校費、目1の学校管理費でございます。節13委託料ではフィルタリングシステム保守委託料に20万2,000円を、節14の使用料及び賃借料に同じくシステムリース料として31万1,000円をそれぞれお願いしたところでございます。パソコンのフィルタリングの経費でございますが、西濃教育事務所からもパソコンのフィルタリングが甘いんではないかといったような指導もこのたびございまして、規制をかけるべく、係ります費用につきましてシステムの保守料とリース料を新たにお願いいたしました。よろしくお願いをいたします。節18備品購入費につきましては227万6,000円でございますが、これも先ほど述べたとおりAED交換に係ります7校分の購入費でございます。

目2の教育振興費でございますが、50万円の財源更正でございます。このたび理科教育設備整備費におきまして、補助の対象となりました。2分の1に相当いたします補助の対象となったことから、一般財源から特別財源のほうに変更させていただくものでございます。

次に、款10の教育費、項3の中学校費、目1の学校管理費でございます。節13の委託料につきましては、補正いたします理由につきましては、先ほどの小学校費と同様、パソコンに規制をかけるベくフィルタリングシステムの保守委託料として5万8,000円、節14の使用料及び賃借料では、同じくシステムのリース料といたしまして8万9,000円をそれぞれお願いをしたところでございます。節18の備品購入費につきましては65万1,000円、中学校2校に係りますAEDの交換をいたす費用でございます。よろしくお願いをいたします。

次に、目2の教育振興費につきましては、10万円の財源更正でございます。先ほどの項2の小学校費と同様、このたび理科教育設備整備費におきまして補助対象経費の2分の1が対象となりましたことから、一般財源から特定財源のほうに10万円、更正をさせていただくものでございます。

次に、11ページに移らせていただきますが、款10教育費、項5の社会教育費、目3の公民館費、節18の備品購入費32万6,000円でございますが、これも同様、中央公民館にございますA

EDの交換に係ります費用でございます。

次に、目5の文化施設費、節11の需用費でございます。光熱水費、電気代でございますが、 御案内のとおりNHK大河ドラマの影響によりまして、岩手地域を訪れます観光客が非常に増加いたし、それらに伴いまして青莪記念館の来館者も大幅増となってきております。電気をつけて対応する時間も比例して増加したことから、電気料金におきまして不足する額3万9,000円の追加を新たにお願いをいたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

目6の文化会館費及びその下の目10のタルイピアセンター費でございますが、それぞれ節18 備品購入費を計上させていただいております。文化会館、それからタルイピアセンターに設置してございますAEDの交換費用として、32万6,000円をそれぞれにおいて補正をお願いいたしたところでございます。

次に、款10教育費、項6の保健体育費、目の2体育施設費でございます。節18の備品購入費でございますが、表佐にございます南体育館のAEDの交換に係ります費用32万6,000円でございます。

以上、歳出の説明とさせていただきます。

次に、6ページの歳入をごらんいただきたいと思います。

款13国庫支出金、項2の国庫補助金、目9の教育費国庫補助金、節1の教育費国庫補助金で ございます、60万円。先ほど歳出でも御説明いたしましたとおり、理科教育設備整備費補助対 象事業費にいたしまして、120万円の2分の1について、このたび交付決定がなされたことか ら補正をお願いいたしたところでございます。

款14県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節25難聴児補聴器購入費等助成事業補助金でございます。5万円でございますが、県が負担いたします3分の1を予定させていただいたところでございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1の繰越金でございます。財源の確保と収支の均衡を図るため、前年度繰越金といたしまして1億9,105万1,000円の増額の補正を行ったものでございます。

次に、款19の諸収入、項5の雑入、目6の雑入、節4の負担金でございますが、これも先ほど歳出のほうで説明をさせていただきましたが、高瀬ケ丘青少年集会所改修工事に係ります地元の負担金40万円と、林業センター改修工事に係ります地元負担分30万9,000円をそれぞれ予定をさせていただいたところでございます。合わせて70万9,000円でございます。

以上、平成26年度垂井町一般会計補正予算(第3号)について、私どもから補足説明をさせていただきました。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(栗田利朗君) 上下水道課長 髙木一幸君。

[上下水道課長 髙木一幸君登壇]

〇上下水道課長(髙木一幸君) それでは、私のほうからは上下水道課が所管いたします議第52 号 平成26年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、補足説明をさせていた だきます。

今回の補正につきましては、人事異動等に伴う人件費の確定によりまして不足する人件費の 増額をお願いするものでございます。

それでは表紙でございます。

第1条で、歳入歳出それぞれ379万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,939万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。6ページをごらんください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございます。節 2 の給料で178万8,000円、節 3 の職員手当等で145万円、節 4 の共済費で55万4,000円の増額を計上させていただきました。 続きまして歳入ですが、5ページのほうをごらんください。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 繰越金ですが、既決額200万円に379万2,000円を増額いたしまして579万2,000円とするもので、前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますよう、よろしくお願い を申し上げます。

〇議長(栗田利朗君) 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

〇健康福祉課長(片岡兼男君) ただいま上程されております議第53号 平成26年度垂井町介護 保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。 初めに第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ891万2,000円を追加 いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,291万2,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして御説明をさせていただきます。

まずは歳出からですけれども、6ページをごらん願います。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費でございますが、8 月の職員の人事異動に伴いまして、人件費といたしまして節 2 の給料193万6,000円と節 3 の職員手当等114万9,000円と節 4 の共済費54万8,000円の合計363万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節23償還金、利子及び割引料についてでございますけれども、527万9,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、国庫負担金等過年度分の精算返還金でございまして、平成25年度分の介護給付費負担金や地域支援事業交付金などの額が決定いたしましたので、国、県、社会保険診療報酬支払基金などへの負担金や交付金の精算を行い、それぞれ返還するものでございます。

歳出は以上でございますが、続きまして歳入、5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金、節1事務費等繰入金で363万3,000

円の増額をお願いするものでございますが、こちらは人件費の財源といたしまして一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金の527万9,000円でございますが、こちらにつきましては前年度の繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、予算書の7ページには職員の給与明細書が添付してございますので、お目通しをいた だきたいと存じます。

以上、議第53号 平成26年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(栗田利朗君) 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長(竹中敏明君) 私からは、住民課の所管に係ります議第54号 平成26年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万7,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,604万7,000円とするものでございます。

それでは、6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款 2 項 1 目 1 が後期高齢者医療広域連合納付金、節 19 が負担金、補助及び交付金の 4 万 7,000円でございます。これにつきましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付する保健事業費負担金でございます。県下各市町村で実施いたしますすこやか健診などの保健事業に係る財源として、町の負担分を納付するものでございます。今年度に広域連合より平成25年度の精算がなされ、不足分の追加納付の請求がございました。これにより、当初予算額に対し不足分の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして歳入でございますが、5ページでございます。

款 5 項 1 目 1 節 1 が繰越金の 4 万7,000円でございます。これにつきましても、前年度の繰越金を財源として収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようにお願いをいたします。 〇議長(栗田利朗君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第45号から議第57号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第5 請願第1号 規制改革案に関する請願

〇議長(栗田利朗君) 日程第5、請願第1号 規制改革案に関する請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業建設委員会に付託します。 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。 午前10時59分 散会 上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 中村 ひとみ

会議録署名議員 安 田 功